

## Ⅱ JVCEA（日本仮想通貨交換業協会） 及び自主規制の概要

# 1. 当協会の概要

- **名称** 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会  
Japan Virtual Currency Exchange Association
- **所在地** 〒 102-0082  
東京都千代田区一番町18番地川喜多メモリアルビル4階
- **目的** 本協会は、仮想通貨交換業の適切な実施を確保し、  
その健全な発展及び利用者の利益の保護に資することを目的とする。
- **会員数** 登録仮想通貨交換業者16社（2018年9月12日現在）
- **沿革**

2018年3月1日	統一した国内自主規制を目的として 登録仮想通貨交換業者16社合意署名
2018年3月29日	設立登記
2018年4月23日	社員総会、登録業者16社加入 (現在のすべての登録仮想通貨交換業者)
2018年7月30日	理事会にて自主規制規則(暫定)を決議
2018年8月2日	認定資金決済事業者協会を金融庁に申請

## 2. 当協会の業務内容

### • 仮想通貨交換業に係る自主規制団体としての業務

- (1) 法令及び自主規制規則を遵守させるための会員に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 契約の内容の適正化その他の仮想通貨交換業の利用者の利益の保護を図るために必要な指導、勧告その他の業務
- (3) 会員の行う仮想通貨交換業の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則の制定
- (4) 会員の資金決済法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は前号の規則の遵守の状況の調査
- (5) 仮想通貨交換業の利用者の利益を保護するために必要な情報の収集、整理及び提供
- (6) 会員の行う仮想通貨交換業に関する利用者からの苦情及び紛争の処理並びに相談
- (7) 利用者の保護に資する情報の仮想通貨交換業の利用者への提供
- (8) 仮想通貨交換業の利用者に対する広報その他本協会の目的を達成するために必要な業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、仮想通貨交換業の健全な発展及び利用者の保護に資する業務
- (10) 仮想通貨及び仮想通貨交換業並びにブロックチェーン等の情報技術に関する調査研究、研修会等の開催

### • 周辺領域への取り組み

資金決済法上の仮想通貨交換業に該当しない業務であって、仮想通貨交換業者が手掛ける近接業務についても自主規制団体として対応

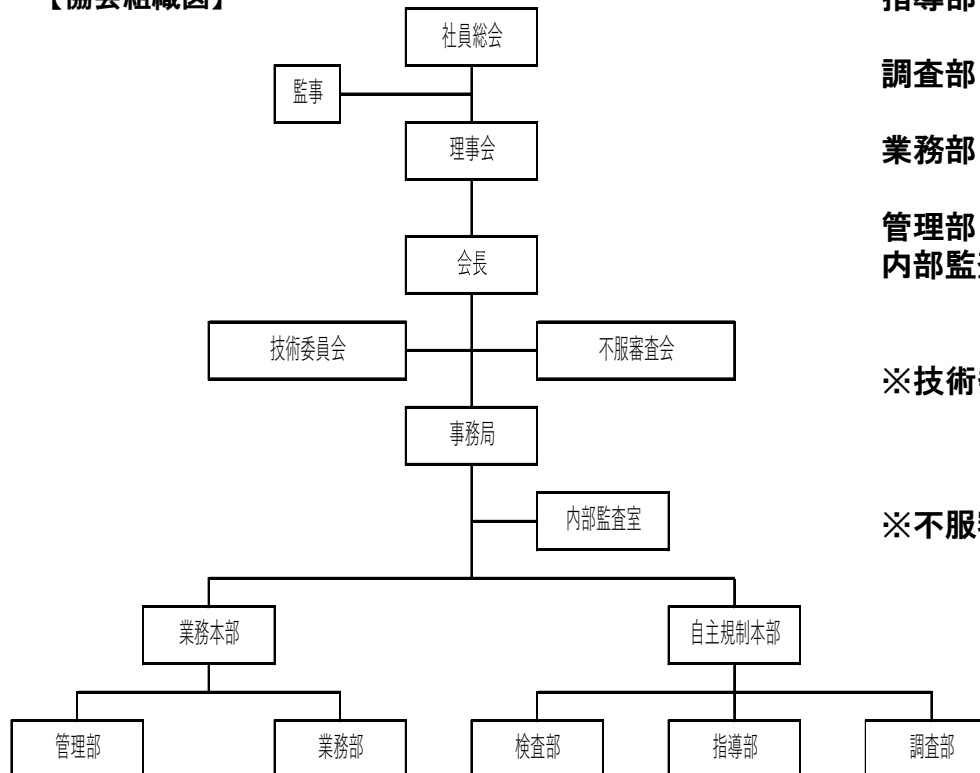
(例) 仮想通貨に関連する差金決済・デリバティブ取引、仮想通貨のウォレットサービス等

# 3. 会員種別・事務組織

## ・ 会員種別

- 第一種 仮想通貨交換業者＝一般社団法人の社員
- 第二種 仮想通貨交換業登録申請中の者又は申請予定者
- 第三種 周辺ビジネスを行う事業者など本協会の目的に賛同する者を対象とする予定

【協会組織図】



## 事務局組織

2本部、5部、1室体制  
 ※本年10月において20名程度の人員を予定

- 検査部 第一種会員（登録仮想通貨交換業者）に対する検査
- 指導部 第一種会員に対する業務支援・指導  
第二種会員に対する申請支援
- 調査部 取扱い仮想通貨情報収集  
国内外の仮想通貨関連の動向調査
- 業務部 会員管理  
関係諸機関連携
- 管理部 管理業務全般
- 内部監査 各部業務監査

※技術委員会 取扱い仮想通貨の安全性等技術的側面からの評価を管轄、会員技術責任者を中心に構成

※不服審査会 処分会員の不服申立て処理機関

## 4. 自主規制の概要

資金決済法及び犯罪収益移転防止法、事務ガイドライン等の既存の規制に係る自主ルールを策定することに加え、現状の仮想通貨交換業務の実態上、利用者保護の観点から必要と考えられる事項について、金商法及び金商業に関する自主規制規則などを参考に策定

### 総則

#### ①仮想通貨関連取引に係る基本規則

### 各種規程

#### ②仮想通貨の取扱いに関する規則・ガイドライン

#### ③利用者財産の管理に関する規則・ガイドライン

#### ④システム関連規則

- ・情報の安全管理に関する規則・ガイドライン
- ・システムリスク管理に関する規則・ガイドライン
- ・緊急時対応に関する規則・ガイドライン

#### ⑤AML/CFT関連規則

- ・AML/CFTに関する規則・ガイドライン
- ・反社会的勢力との関係遮断に関する規則

#### ⑥苦情処理及び紛争解決に関する規則・細則

#### ⑦営業行為関連規則

- ・勧誘及び広告等に関する規則・ガイドライン
- ・利用者の管理及び説明に関する規則・ガイドライン

#### ⑧取引業務関連規則

- ・受注管理体制の整備に関する規則・ガイドライン
- ・不適正取引の防止のための取引審査体制の整備に関する規則・ガイドライン
- ・仮想通貨関係情報の管理体制の整備に関する規則・ガイドライン

#### ⑨証拠金取引に関する規則・ガイドライン

#### ⑩財務管理関連

- ・財務管理に関する規則

#### ⑪経営倫理・処分関連規則

- ・会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則
- ・従業員等のサービスに関する規則・ガイドライン
- ・会員に対する処分等に係る手続に関する規則・考え方
- ・不服審査会規則
- ・会員調査に関する規則

#### ⑫ICOの取扱いに関する規則・ガイドライン

※これら自主規制規則は審査途上であるため、詳細については未確定のものを含むことにご留意ください。

## 5-①. 仮想通貨関連取引に係る基本規則

仮想通貨関連取引に関するサービスの適切な実施を確保し、もってその利用者等を保護することを目的として、会員における仮想通貨関連取引の業務運営に関し遵守すべき基本方針を策定。

会員の経営陣において、業務推進や利益拡大といった業績面のみならず、必要な社内体制の整備を経営上の最重要課題として位置付けたうえで、その実践のための具体的な方針の策定及び周知徹底について、誠実かつ率先して取り組む必要があることを明記。

**経営管理：** 取り扱う仮想通貨の特性・ビジネスモデル等を勘案した財務・経営上のリスクの網羅的な検証  
財務及び経営上のリスクに適切に対応するための経営計画の策定・更新  
経営計画を遂行するために必要な人的・物的資源の確保

**内部監査：** 営業部門及び内部統制部門から独立した内部監査部門を設置  
被監査部門におけるリスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査計画の策定・実施  
内部監査で指摘した重要な事項を遅滞なく内部管理部門及び取締役会等に報告

**法令遵守：** 経営管理の一環としての法令等遵守のためのコンプライアンス・プログラム及び行動規範等の策定・実践  
役職員のコンプライアンス意識の醸成・向上のためのコンプライアンスに関する研修・教育体制の確立・充実

**不祥事件対応：** 不祥事件の発覚した場合に速やかに以下の措置をとることを規定

- ・ 内部管理部門及び取締役会等への報告、協会への報告
- ・ 刑罰法令に抵触するおそれのある場合、警察等への通報
- ・ 内部監査部門による調査・解明、再発防止のための改善策の策定、関係者の責任追及
- ・ 不祥事件によって影響の生じた利用者を保護するために必要な措置の実施



## 5-②. 仮想通貨の取扱いに関する規則

- ・新規の仮想通貨を取扱う場合、会員による内部審査を行った上、当協会への事前届出を必要とし、当協会が異議を述べた場合は取扱い不可とする。

- ・審査内容を報告書形式によりモデル化

審査項目：発行・取引状況、技術的事項、管理者・記録者・保有者等の状況、会員の管理能力 等

- ・利用者への情報提供： 当協会が取扱いを認めた仮想通貨の概要説明書を公表

※1 利用者保護上又は公益上問題がある仮想通貨の取扱いを禁止

①移転・保有記録の更新・保持に重大な支障・懸念が認められる仮想通貨

②公認会計士又は監査法人による適切な監査が実施できない仮想通貨

③会員においてシステム上その他安全な保管及び出納ができない又は困難な仮想通貨

④その他会員において資金決済法上の義務を適正かつ確実に履行できない又は困難な仮想通貨

※2 移転記録の追跡ができない又は著しく困難な仮想通貨（いわゆる匿名仮想通貨）については、

AML/CFTや適切な監査の実施の確保の観点から問題があるため、これら問題が解決されない限り禁止

## 5-③. 利用者財産の管理に関する規則

利用者財産の保護を図るため、資金決済法上の分別管理義務及び事務ガイドラインに準拠した上で、仮想通貨を利用した証拠金取引に関する措置等の上乗せ規制を追加

**態勢整備：**分別管理部門の設置、教育研修・業務指導、受払担当者と照合担当者の兼務禁止、事故・不正等の防止のため各担当者の定期的な交代等の措置

**金銭の管理：**個別利用者区分管理金額（仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた金銭を当該利用者ごとに算定した額）及び利用者区分管理必要額（個別利用者区分管理金額の合計額）を毎営業日計算し記録

証拠金取引を行う利用者の個別利用者区分管理金額を計算するに際しては、利用者の保有する建玉の評価損益を反映の上計算

預り金を区分管理する口座（区分管理預金）の残高が利用者区分管理必要額に不足する事態を防止するために必要な金額を社内規則で定め、利用者の預り金とともに区分管理預金において管理

**仮想通貨の管理：**個別利用者区分管理量（仮想通貨の売買等に基づき利用者から預託を受けた仮想通貨を当該利用者ごとに算定した数量）及び利用者区分管理必要量（個別利用者区分管理量の合計額）を毎営業日計算し記録

オンラインで管理する仮想通貨の上限設定（単位時間あたり送金数量に応じ設定）

具体的な秘密鍵の保管環境（オンライン・オフラインの別）及び保管方針を、自社ホームページ等に掲載する方法により利用者に対して周知（利用者保護に支障がある情報を除く）

マルチングなど受払担当者による不正流用を防止するために必要な措置



## 5-④. システム関連規則

- ・システムリスク管理に関する規則・ガイドライン
- ・情報の安全管理に関する規則・ガイドライン
- ・緊急時対応に関する規則・ガイドライン

利用者保護を達成するため、システムリスク管理全般について、業界全体としてその基礎を固めることが喫緊の課題であるとの認識に立ち、資金決済法及び事務ガイドラインに準拠した規定に加え、上乘せとなる態勢整備義務を規定

**システムリスク管理**：システム統括責任者の設置及び部署ごとのシステム管理責任者の設置、多段階のサイバー攻撃対策、被害拡大防止措置、取引リスクに見合った認証方式の導入  
システムに内在するリスクの洗出し及び計画的な改善、品質管理計画の策定  
システム開発時の品質評価・導入前検査の徹底、稼働状況の監視  
定期的なシステム監査の実施、クラウドサービスを含めた外部委託先管理 等

**情報セキュリティ**：情報セキュリティ方針の策定及びその概要の公衆縦覧、情報セキュリティ委員会及び情報セキュリティ最高責任者の設置、各部署ごとの情報管理責任者の設置  
情報セキュリティに係るリスク基準の策定、リスクの特定・分析・評価・対応  
利用者の重要情報の洗い出し、管理ルールの策定、不正アクセス・情報漏洩等の防止  
仮想通貨の管理システムへの外部からの侵入に対する脆弱性等の定期的な点検 等

※仮想通貨の管理に関する規定については当面の措置とし、国内外における仮想通貨の安全管理に関する議論を踏まえて、適時に見直しを行う。

**緊急時対応**：コンティンジェンシープランの策定・更新、関係機関との連絡体制の構築、訓練の実施  
重要なシステムに係る業務継続態勢の整備、バックアップシステムの設置  
利用者との取引に影響するシステムトラブルに関する報告 等